

第7回条文案前文について

2017.10.31

パブリックコメントで、前文全体について「全般的に冗長となり、一番言いたいことは何なのか伝わりにくくなっている」とした私の意見が、どういうわけか前文の冒頭の文章に対してと受け止められ、その結果「自分の人生に希望を持ち」という文言が削除されています

そもそもこの一文は第6回検討会議に向けて、私自身が作った文案です。

「自分の人生に希望を持ち」という言葉はゆるがせにできないものと考えています。なぜなら「障害=不幸」という既成概念にとらわれ、多くの人が障害を持った時、あるいはわが子に障害があるとわかった時、不安にかられ、絶望かそれに似た感情にとらわれてしまうからです。

とりわけ問題にされなければならないのは「できなくて当たり前」という気持ちで心の安定を図るあまり、自らの、あるいはわが子の可能性に目を向けることができず、発信もしないことで、社会参加と共生が進まない実態です。

そういう意味で削除された部分は冒頭の一文に欠かせない文言であり、復活を求めます。

また、前文についてパブリックコメントとして、11項目の意見を送付しました。そのうちのひとつは、10項目の意見を統合してとりこみ、前文全体についての修正案としています。

改めて 下記に、その修正案を趣旨（ゴシック体の部分）とともに 提案します

条例前文案

誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。

（人間の普遍の権利）

この権利は、全ての市民が、障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益を解消する努力をし、障がいのある人に対する不当な取り扱いを見過ごさないことによつ

て守られます。

（社会的障壁と差別の解消の実現が冒頭の権利を保障すること）

また、この権利は、全ての人が広く社会とかかわりを持つ機会を保障されることによって行使することができます。

（主体的に権利を行使できる現実的な条件）

障がいの有無に関わらず、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、社会の一員として認められることによって、すべての人が信頼し合い、支え合って暮らしていくことができます。

（共生社会の原則）

また、一人一人が自分の可能性を最大限に発揮しながら、自分の幸福を追求でき、社会全体が豊かになっていきます。

（「共生」が社会全体にプラスになるという事の根拠）

そのような豊かな共生社会を創っていくことをめざし、市民の一人一人が考え、行動していくために、この条例を制定します。

（共生社会をめざすということ、それが市民全体の決意であるということの確認）

※

前文は条例の根本的な精神を伝えるもので、一つ一つの条文の理解には及ばなくとも、年齢を問わず、すべての市民に浸透させていく必要のあることを述べる大切な箇所であると思います。

だからこそ、まわりくどい長文は避け、誰でも最後まで容易に読み通すことができる配慮が必要なのではないでしょうか。